

校則の見直し（改定）について

<改定内容のみ表記>

服装等に関する規則

第2条 本校在籍中は、登下校時（長期休業中も含む）及び大会・行事参加の場合は原則、本校規定の制服を着用すること。

※上記は、スカートの下にジャージ（長ズボン）を着用しての登下校は認めない。

第4条 （3）ニットベスト・セーター

① ニットベストは紺とし左胸に刺繍（S J H）入りとする。〔通年着用を可とする。〕

② セーターは黒とし、左胸に刺繍（S J H）入りとする。〔通年着用を可とする。〕

〔ニットベスト・セーターで授業参加を認める。ただし、式典時は、ブレザー着用とする。〕

第5条 夏期の服装は、6月1日～9月30日の間、次の更衣とする。但し、年2回の衣替えの前後は、気候や体調により、1ヶ月を目安にどちらの規定の更衣でもよいものとする。

第6条 （2）ズボン時のソックスは、ワンポイントまでの白・黒・濃紺・グレーの単色とする。

（3）スカート時は、本校マーク入りの紺のハイソックス、クルーソックス・冬期は、黒・紺タイツの着用も可とする。 ※夏期以外でも、クルーソックス着用可とする。

〔式典時でも、本校マーク入りの紺のクルーソックス・冬期は、黒・紺タイツの着用も可とする。〕

（4）シャツの中は、原則として白・黒・紺色系（ワンポイントまで）のものとする。

（5）アウターは、冬期に着用してもよいが、華美でないものとする。

〔冬季にアウターを着用する場合は、ブレザーを着用しなくても良い。ただし、ブレザーは持ち歩くこと。パーカーはアウターとしての着用は認めるが、インナー（ブレザーの下）としての着用は認めない。〕

（6）登下校の靴は、スニーカー、運動靴、ローファーとする。

（8）バックは華美なものは使用しないこと。

第7条 (1) 男子

- ① 頭髮は襟や耳及び目にかからない程度にし、眉毛、耳の形を確認でき清潔感を感じる長さに心掛けること。
- ② 高校生として相応しくない髪型(パーマ、変色等)は禁止する。
- ③ 整髪のために、必要最低限の整髪料の使用を認める。

(2) 女子

- ① 前髪は、目にかからない程度にし、眉毛の形、表情を確認でき清潔感を感じる長さに心掛けること。尚、体育や実習等では、内容により一つに束ねること。
※束ねる場合は、前方から見えない位置で束ねること。
- ② 髪止めは、ゴム製の小型で色は黒又は茶・紺の単色で華美でないものとする。
※シュシュは認めない。黒のペアピンは認める。
- ③ 高校生として相応しくない髪型(パーマ、巻き髪、変色等)は禁止する。

携帯電話・スマートフォン使用規定

別紙参照

※朝の SHR から帰りの SHR までの使用を認めない。それ以外は使用を認める。ただし、学びの場にふさわしくない使用は認めない。(学習・進路に関すること、保護者との連絡等の使用は認める。)

波線は改定点になります。

※は補足説明分になります。(生徒手帳には記載しません。)

6月16日(月)より施行です！

携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ・通信機器等に関する規定

1 携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ・通信機器等については以下の規定を厳守すること。

(1) 携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ・通信機器等の、朝の SHR から帰りの SHRHP までの使用は認めない。

(2) 登校時、8時35分までに電源を切り個人ロッカーに入れる。
(教室内での迷惑行為防止のため、個人ロッカーに施錠のうえ保管する)

(3) 緊急を要する場合は、先生に相談し指示を仰ぐこと。

(4) 教科指導等の際、担当職員の管理下における通信機器等の使用を認める。
※授業等の事前の使用や終了後の電源を切る指導まで配慮すること。

2 その他

(1) 携帯電話に関わる定期考査時等の違反に関しては、特別な指導を行う。

(2) 使用については、周囲への心遣いとマナーを守って使用すること。

(3) インターネットを利用して、個人の電話番号・アドレスや写真などの個人情報をホームページや SNS 等 Web 上に掲載する行為や、個人を中傷する書き込みは犯罪なので、絶対にやらないこと。

(4) 保護者からの緊急連絡は学校に電話をしてもらうこと。

平成 21 年 5 月より実施
(平成 30 年度 12 月 一部改訂)
(令和 6 年 4 月 一部改訂)
(令和 7 年 5 月 一部改訂)